

令和8年度 山形県

医療的ケア児等支援者養成研修・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 開催要領

1 目的

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とします。

2 実施主体

山形県 （実施機関：一般社団法人山形県相談支援専門員協会）

3 実施方法

令和8年度山形県医療的ケア児等支援者養成研修（以下「支援者養成研修」という。）と令和8年度山形県医療的ケア児等コーディネーター養成研修（以下「コーディネーター養成研修」という。）の講義部分については、同時開催の方法で実施します。

4 日程

研修種別	日 程
支援者養成研修（講義）	令和8年10月31日（土）、11月 1日（日）：2日間
コーディネーター養成研修（講義と演習）	令和8年10月31日（土）、11月 1日（日） 12月14日（月）、12月15日（火）：4日間

※ コーディネーター研修は4日間全ての参加が必要になります。別年度で支援者養成研修を受けても免除とはなりません。

5 会場

日 程	会 場
令和8年 10月31日 11月 1日	支援者養成研修：Web会議ツール「ZOOM」を使用し、オンライン形式で実施 コーディネーター養成研修：集合で実施 会場：山形大学医学部YU-MAYセンター3F（山形市飯田西2-2-2） ※駐車場料金はかかりません
令和8年 12月14日 12月15日	コーディネーター養成研修：集合で実施 会場：山形市総合福祉センター2階交流ホール（山形市城西町2-2-22） ※駐車場料金はかかりません

6 受講対象者

（1）支援者養成研修

県内の相談支援事業所、障害児通所（入所）支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、医療機関、行政機関等において医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定している者

（2）コーディネーター養成研修

県内の相談支援専門員、保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー等、今後地域において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者

7 定員

（1）支援者養成研修 オンライン：約70名

（2）コーディネーター養成研修 集合：約30名

8 研修内容

別紙カリキュラムのとおり。（講義内容の順番、終了時間等は調整により変更がある可能性があります）

9 受講料

無料（テキスト代は除く）

10 受講申込

受講希望者は、google formから申し込みください。期限は令和8年10月8日(木)18時までとします。

支援者養成研修

<https://forms.gle/aHXVbKTg9i2kE9JfA>



コーディネーター養成研修

<https://forms.gle/5pt2QhiaSE84HoUbA>



受講の可否は、令和8年10月中旬に申込をしたメールに通知します。なお、定員を超える申込があった場合、選考により受講者を決定いたします。予めご了承ください。

11 テキスト

受講者は、各自、次のテキストを準備の上、持参してください。

支援者養成研修受講者は①のみ、コーディネーター養成研修受講者は①及び②の両方を準備願います。

- | | | |
|---------------------------|------------|---------|
| ① 医療的ケア児等支援者養成研修テキスト | 3,300円（税込） | 中央法規(株) |
| ② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト | 2,200円（税込） | 中央法規(株) |

12 修了証の交付

コーディネーター養成研修の全課程を修了された方には、修了証書を交付します。

なお、次の事項に該当する受講者には、修了証書を交付しない場合がありますのでご注意ください。

- ・ 特段の理由なく、自己都合等により欠席又は30分以上の遅刻、早退、離席があった場合
- ・ 申し込み内容に虚偽があった場合
- ・ 受講態度が著しく悪い場合
- ・ 支援者養成研修受講の方へは、修了証は発行されません。

13 要医療児者支援体制加算の取扱い

コーディネーター養成研修は、厚生労働省告示に定める「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」に該当しますので、以下の要件を全て満たすことで、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は「要医療児者支援体制加算」を算定することができます。

- ① 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制を整えていること。

② ①の体制を整えている旨を事業所に掲示するとともに公表していること。

※ 医療的ケア児等から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。

14 修了者の公表と名簿の取扱い

山形県の医療的ケア児等地域支援体制整備の推進のため、コーディネーター養成研修修了者は、県のホームページにおいて研修修了者の所属先、所属の住所及び電話番号を公表します。

また、本研修修了者の氏名や所属事業所等の情報は医療的ケア児等の支援体制整備のため、山形県医療的ケア児等支援センターにこすく、各市町村から求められた場合には各市町村が設置する自立支援協

議会等に提供させていただきます。今後の医療的ケア児等コーディネーターの活動に関するアンケート、研修等のご連絡の際にも活用させていただきます。

なお、氏名、勤務先を記載した受講者名簿をコーディネーター受講者に配布しますので、ご承知おきください。

15 問い合わせ先

〒990-2305 山形県山形市蔵王半郷1366-2

相談支援事業所まんさく 担当：大滝

TEL：023-688-3531 E-mail：yamagataikea@gmail.com